

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の十一 (略)</p> <p>一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇ワット以下 <u>（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、〇・〇五ワット以下）</u> のもの</p> <p>一の十二の二〇六十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条〜第四十三条 (略)</p> <p>別表第一号〜別表第六号 (略)</p> <p>様式第一号〜様式第十四号 (略)</p> | <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一の十一 (略)</p> <p>一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇ワット以下のもの</p> <p>一の十二の二〇六十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条〜第四十三条 (略)</p> <p>別表第一号〜別表第六号 (略)</p> <p>様式第一号〜様式第十四号 (略)</p> |